

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日からその年度末までとする。

ただし、協定期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれかからの協定解除の申出がないときは、更に1年延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙間で協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年2月17日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1

川 島 町

川島町長 飯 島 和 夫

乙 埼玉県さいたま市浦和区高砂4丁目14番1号

埼玉土地家屋調査士会

会 長 佐 藤 忠 治

2-36 洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書

川島町（以下「甲」という。）及びグローバル・ロジスティック・プロパティーズ株式会社（以下「乙」という。）は、洪水発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、洪水から避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（洪水避難者の受入れ）

第2条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、はん濫危険情報が発表されたとき、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は洪水避難者を乙の運営・管理する施設の洪水からの避難に適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

2 洪水避難者の受入れは、はん濫危険情報、又は避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。

3 乙は、洪水避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。

4 甲は、第2項の規定により洪水避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない洪水避難者がいるときは、乙と協力し洪水避難者の退去を行うものとする。

5 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（洪水避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 洪水避難者を受け入れる施設（以下「洪水避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

| | |
|--------|-------------------------|
| 施設名称 | GLP 川島 |
| 所在地 | 埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島 888-1 |
| 使用範囲 | 2 階車路 |
| 収容人数 | 約 700 名 |
| 避難通路 | 北側スロープ |
| 避難時の入口 | 北側出入口 |

2 乙は、洪水避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 洪水避難者受入れに伴い、洪水避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

2 前項に関わらず、洪水避難施設全体をテナント1社に賃貸することになった場合には、この協定の有効期間や協力内容等につき甲乙改めて協議し、当該テナントの意向によっては協定が終了することについても予め同意するものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年4月17日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870 番地 1
川島町
川島町長 飯島 和夫

乙 東京都港区東新橋一丁目5番2号
汐留シティセンター
グローバル・ロジスティック・プロパティーズ株式会社
代表取締役社長 帖佐 義之

様

川島町長

一時避難所開設要請書

「洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき、一時避難所の開設について、下記のとおり要請します。

記

| 日時 | 年 月 日 時 分 |
|-----|------------|
| 場所 | 名称： 住所： |
| 内容 | 一時避難所の開設 |
| その他 | |

(要請担当者) 川島町災害対策本部
総務部総括班 総務課長 印
TEL 049-299-1753

※ 洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定に基づく、一時避難所開設要請書の様式は、以下、同じ様式とし省略する。

様

川島町長

一時避難所使用終了連絡

「洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定書」に基づき、一時避難所としての使用終了について、下記のとおり連絡します。

記

| 日時 | 年 月 日 時 分 |
|-----|------------|
| 場所 | 名称： 住所： |
| 内容 | 一時避難所の閉鎖 |
| その他 | |

(要請担当者) 川島町災害対策本部
総務部総括班 総務課長 印
TEL 049-299-1753

※ 洪水発生時における施設等の提供協力に関する協定に基づく、一時避難所使用終了連絡の様式は、以下、同じ様式とし省略する。

川島町（以下「甲」という。）及び株式会社オータ（以下「乙」という。）は、洪水発生時における施設等の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、川島町内に洪水災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、洪水から避難する者（以下「洪水避難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、迅速な避難を支援するため、甲乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（洪水避難者の受入れ）

第2条 乙は、洪水に関する情報等の取得に努め、はん濫危険情報が発表されたとき、甲が避難勧告、避難指示（以下「避難勧告等」という。）を発令したとき、又は甲が乙に対し、文書（様式1号）又は口頭（電話連絡含む）により、一時避難所の開設を要請したときは、乙は洪水避難者を乙の運営・管理する施設の洪水からの避難に適する場所への受入れを開始するものとする。乙が、甲の要請を待たず、自主的に一時避難所として使用する場合は、その旨を甲に連絡する。ただし、乙が被災した時はこの限りではない。

- 2 洪水避難者の受入れは、はん濫危険情報、又は避難勧告等が解除された時点、又は、甲が乙に対し閉鎖の旨を連絡し、文書（様式2号）にて通知することにより、終了するものとする。
- 3 乙は、洪水避難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を甲に報告するものとする。
- 4 甲は、第2項の規定により洪水避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない洪水避難者がいるときは、乙と協力し洪水避難者の退去を行うものとする。
- 5 甲は、乙の管理する施設のうち、洪水時における一時避難所として利用する施設の範囲を、町民に周知するよう必要な処置を講ずるものとする。

（洪水避難者を受け入れる施設及びその範囲等）

第3条 洪水避難者を受け入れる施設（以下「洪水避難施設」という。）の範囲等は、次のとおりとする。

| | |
|--------|---------------------------|
| 施設名称 | オータ川島店 |
| 所在地 | 埼玉県比企郡川島町大字戸守382-1 |
| 使用範囲 | 3階駐車場・4階駐車場（屋上） |
| 収容人数 | 3階駐車場約1,000名・4階駐車場約1,000名 |
| 避難通路 | 南側スロープ |
| 避難時の入口 | 南側出入り口 |

- 2 乙は、洪水避難施設の増改築等により、当該建物の避難時の使用面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となる場合には、甲に連絡するものとする。

（経費の負担）

第4条 洪水避難者受入れに伴い、洪水避難施設の運営管理にかかる費用は甲が負担するものとする。

（損傷等の費用負担）

第5条 第2条の措置に伴い、乙の施設に汚損、損傷等が生じた場合の復旧等に係る費用については、甲が費用を負担するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、協定期間満

了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から内容の変更又は解除する旨の申し出がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第7条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成30年1月11日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 東京都新宿区西新宿7-5-25
株式会社オータ
代表取締役社長 相川実

川島町（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会（以下「乙」という。）は、災害時におけるバスを利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、避難行動要支援者及び甲が指定する者（以下「要支援者等」という。）を避難所に迅速に避難させること及び避難施設としてバスを利用することにより、被害の軽減を図り、要支援者等の安全確保を図る。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において要支援者等を避難所に避難させる必要がある場合等、バス利用が必要と判断したときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができるものとする。

- (1) 乙が保有する車両による要支援者等の輸送
- (2) 要支援者等の避難施設として必要な業務
- (3) その他必要事項の実施

2 協力の要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

（協力活動の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務等に支障をきたさない範囲で協力する。

（活動の報告）

第4条 乙は、前条の規定により協力活動を実施した場合は、甲に対し文書により報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 この協定に基づき、協力活動に要した経費を甲が負担する。

2 前項の経費は、災害時直前における通常価格を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、避難輸送を円滑に実施するため、それぞれ連絡責任者を定め、書面により相手方に通知しなければならない。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないように日頃から点検及び改善に努めるものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の存続期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に1年間自動延長されるものとする。2年目以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年2月26日

甲 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870番地1
川島町
川島町長 飯島和夫

乙 埼玉県
一般社団法人埼玉県バス協会西部地区部会
部会長 加賀谷哲

川島町（以下「甲」という。）と、吉田測量設計株式会社、株式会社ミカミ・アイエヌジー川島支店及び光和測量株式会社（以下「乙」という。）は、無人航空機の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲と乙は、包括的な連携のもと、無人航空機を活用し、魅力あるまちづくり、安全安心なまちづくりなどの促進、また、行政活動のさらなる促進に寄与することを目的として協定を締結する。

（連携の内容）

第2条 甲と乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について連携・協議し、乙は支援を実施するものとする。

- （1）地域づくり・まちづくりの推進に関する事
- （2）農業振興などの推進に関する事
- （3）観光振興及び町PRに関する事
- （4）環境の保全及び自然保護活動の推進に関する事
- （5）防災対策活動及び防犯対策活動に関する事
- （6）災害時の被害状況調査及び家屋の被害調査に関する事
- （7）教育・文化の振興、生涯学習、子どもの健全育成の推進に関する事
- （8）その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関する事

（支援の要請）

第3条 甲は、乙に対し、前条に掲げる分野に対する支援の要請をする際、別記に定める要請書により要請するものとする。ただし、災害発生時等の、緊急を要する場合には、口頭又は電話等により要請を行い、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条に基づく要請を受けたときは、甲との協議のうえ、支援実施日の気象条件やその他飛行条件等を確認し、実施可能と認められたら、別記に定める承諾書を甲に提出し、支援を実施するものとする。

2 甲は、支援実施の際の指揮・統括を行い、支援終了までの進行管理を行うものとする。

（支援に関する申請）

第5条 乙が支援をする、無人航空機の飛行に関し、航空法により定められた事項に基づき、国土交通省地方航空局への申請が必要になった際には、甲が速やかに申請及びその他の手続きを行うものとする。

2 支援の内容により、警察及びその他の関係機関への申請が必要になった際には、甲が速やかに申請及びその他の手続きを行うものとする。

（飛行管理）

第6条 乙は、無人航空機の飛行管理について、一切の責任を負うものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が第4条の規定により実施した支援の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議のうえ、別途定める。

3 甲は、乙から費用を請求された場合は、速やかに支払うものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、第4条に基づく支援において、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（協定の期間及び更新）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからでも、書面による解約の申出がないときは、この協